

告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

測量計画機関である国土交通省不動産・建設経済局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省不動産・建設経済局

二 作業種類

公共測量（基準点測量、車載写真レーザ測量）

三 作業地域

埼玉県川口市

四 作業期間

令和五年六月三十日から令和六年三月十五日まで